

北海道におけるアライグマ・カニクイアライグマ（以下、アライグマ等）防除実施計画書

1 防除の対象

- (1) アライグマ (*Procyon lotor*)
- (2) カニクイアライグマ (*Procyon cancrivorus*)

2 防除を行う区域

北海道全域 （図：「北海道アライグマ等捕獲対象地域」のとおり）

3 防除を行う期間

令和3年(2021年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで

4 生息等状況

(1) アライグマ

平成4年度（1992年度）には、北海道でアライグマの生息が確認された市町村数は、13市町村であったが、令和元年度（2019年度）には、160市町村に拡大している。

(2) カニクイアライグマ

北海道への導入は、確認されていない。

5 防除の目標

生態系等にかかる被害の防止を図るため、北海道内のアライグマの生息状況、被害状況等を把握し、その状況に応じて野外からの完全排除を長期的な目標に、被害の低減化及び生息域の拡大の阻止を図る。

6 防除の方法

北海道に生息しているアライグマ等の防除の方法は、原則として以下のとおり。

(1) 調査

現在の生息等情報などの知見に基づき、当面、次の方法で防除を進め、今後、並行して、可能な限り詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、効率的な防除に努める。

(2) 捕獲の方法

原則として、次の方法または手捕りにより捕獲する。

① 使用する捕獲用具の名称

ア はこわな（別記1）

イ 前肢保定式わな（別記2）

ウ 巣箱型わな（別記3）

なお、捕獲用具毎に、別記4わな標識を装着する。

② 誘引餌

揚げパン類、菓子類、ドッグフードなど

③ 見回り

原則として、わな設置場所を一日一回以上巡視する。ただし、捕獲通知システムなどを利用した場合については、捕獲通知を受信した時に見回りを行う。

④ 捕獲個体の処分

捕獲現場における殺処分や、捕獲用具からの逸出防止措置後に、車の荷台等に乗せ処分場所へ搬送し殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない方法により殺処分する。処分した個体は、廃棄物として適切に処理する。

なお、捕獲個体について、学術研究、展示、教育その他の公益上の必要があると認められる目的で譲受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者で特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すことができる。

(3) 在来動物への配慮

- ①在来野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域においては、混獲を避けるよう配慮する。
- ②(2)以外の餌を使用する場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行う。
- ③アライグマ等または、アメリカミンク以外の動物が捕獲された場合には、速やかに放逐する。
(アメリカミンクについては、別途定める防除実施計画により適切に処分する)
- ④在来野生鳥獣の捕獲にあたり、アライグマ等が捕獲された場合は、必要に応じて防除従事者が対応することとし、その捕獲は、本防除実施計画に基づく捕獲とみなす。

(4) 防除従事者等

- ①防除従事者は、原則として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣保護管理法。）に基づくわな猟免許を有するものとする。ただし、技術講習会を開催するなどにより、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を確保できる場合には、免許非所持者を含むことができる。
- ②防除従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を確保することとし、防除従事者台帳を作成するとともに、必要に応じて更新する。
- ③防除従事者は、本法に基づく防除を実施していることを証する別記5防除従事者証を携帯し、地域住民に説明を求められた場合には、防除の趣旨について説明するよう努める。
- ④別記6防除従事者台帳を作成し、北海道環境生活部環境局自然環境課で管理するとともに、原則として毎年4月に更新する。なお、必要に応じて、隨時更新できるものとする。

(5) 捕獲の際の留意事項

- ①鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施する。
- ②鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項で禁止又は制限された捕獲は行わない。
- ③鳥獣保護管理法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域内では、禁止された猟法により捕獲を行わない。
- ④鳥獣保護管理法第35条第1項に基づく特定猟具使用禁止区域等では、特定猟具による防除を行わない。
- ⑤鳥獣保護管理法第36条に基づく危険猟法による防除は行わない。

(6) モニタリング

北海道は、次の情報を市町村等から収集し、防除の効果を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努める。

- ①生息または目撃情報のあった市町村数
- ②捕獲数、捕獲個体情報、わなかけ日数
- ③農業等被害額
- ④生態系への影響等

7 緊急的な防除

緊急的な防除が必要になった場合については、環境省及び関係機関と連絡調整の上、連携を図りながら、原則として6（2）～（5）に準じて、捕獲するよう努める。

8 その他必要な事項

（1）普及啓発

市町村、捕獲従事者や地域住民などに対する防除実施に係る理解の増進を図るため、ホームページなどの広報媒体による普及啓発を行う。

（2）防除手法の技術開発

関係機関が連携し、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その結果に係る情報の普及に努める。

（3）関係者との調整

防除を実施する区域の土地及び関係施設の所有者又は管理者については、個別に説明するなど必要な調整を図り、了解を得る。

9 関係法令の遵守

関係法令を遵守するものとする。

10 添付書類

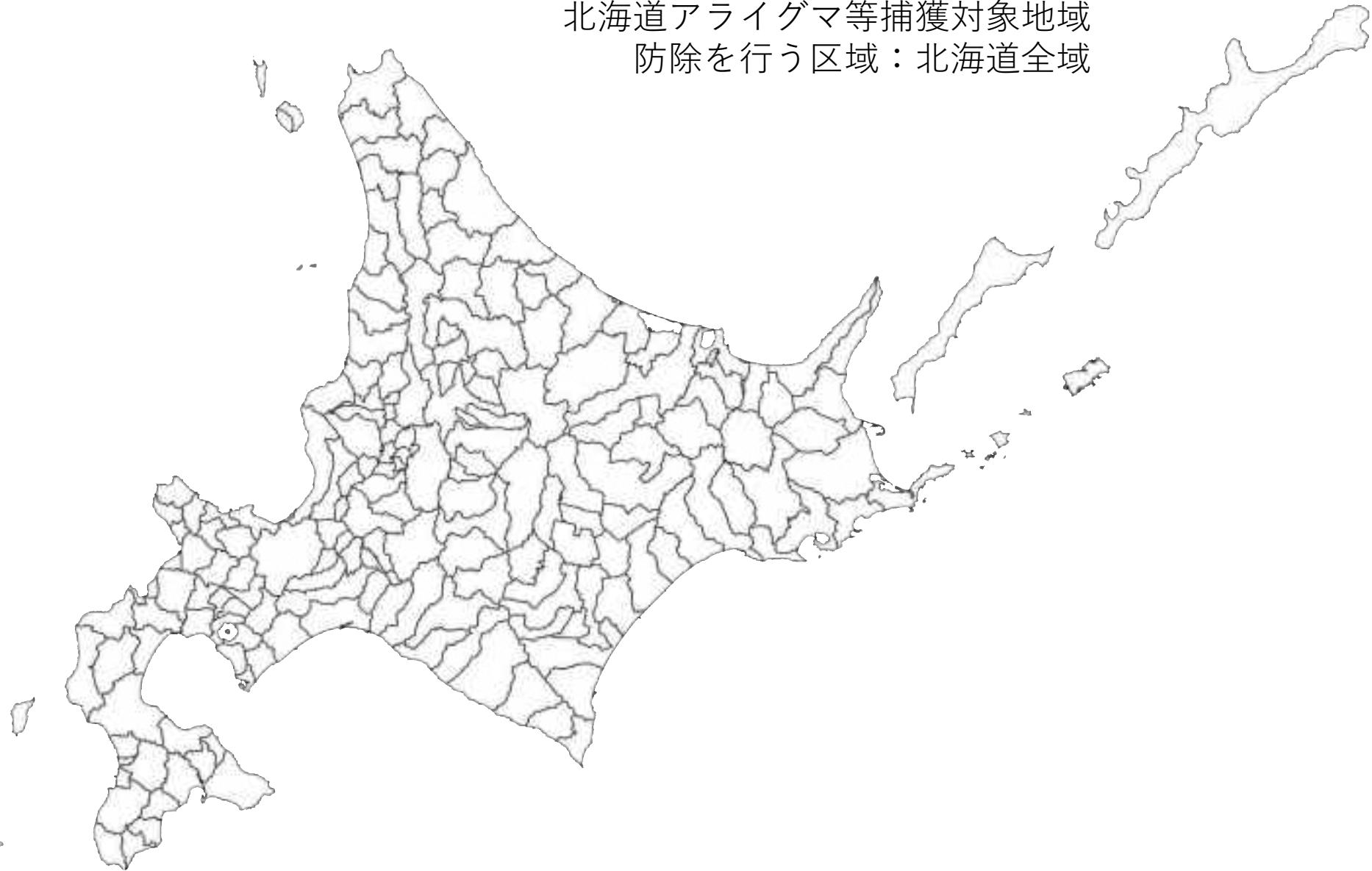
参考1－1 アライグマの生息（目撃）状況

参考1－2 アライグマの捕獲数

参考1－3 アライグマによる農業等被害額

参考2 北海道におけるアライグマ対策の基本方針

北海道アライグマ等捕獲対象地域
防除を行う区域：北海道全域



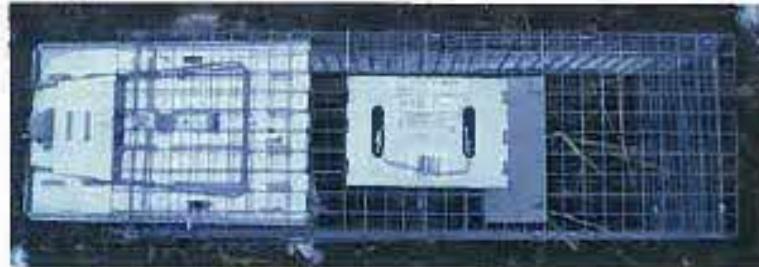
(別記1) はこわな写真

■製品名 : Havahart Large Collapsible Pro Cage Model 1089 (Woodstream社製)

・前面（トラップ設定）



・上面



・前面（トラップ作動）



・側面



・後面



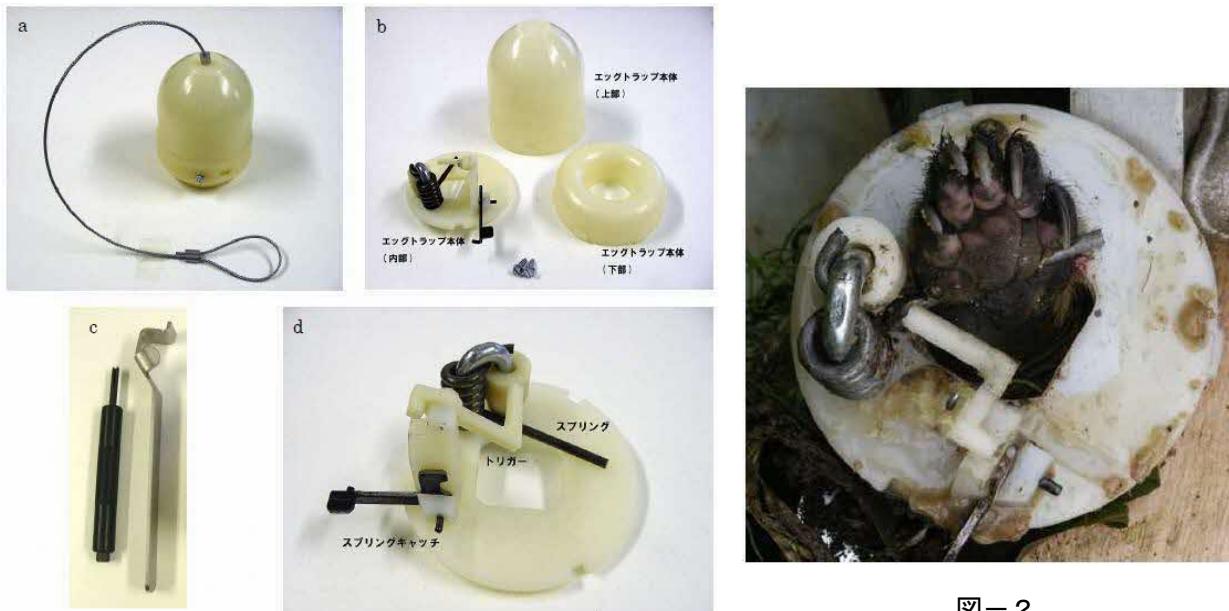
※これと同形式の方法でアライグマを捕獲できるはこわなを使用

前肢保定式わな

○構造

本体下部の開口部から前肢（手）を入れ、トリガーを掴んで手前に引くことで「トリガー」が外れ（図一1-d）スプリングが掌を圧迫することで前肢が保定される。（図一2）

■捕獲用具の例：エッグトラップ（Egg Trap 社）



図一 1

○設置及び捕獲後の回収方法の例

- ・地面に打ち込んだ鉄杭から吊り下げる方法で設置（図一3）
- ・固定用鉄杭を地中深くに挿し込み、鉄杭とワイヤーを、結束具（シャックル）で固定
- ・捕獲現場で止めさしを行わない場合は、アライグマを回収箱（図一4）に入れて、殺処分場所まで搬送し、止めさしを行う。



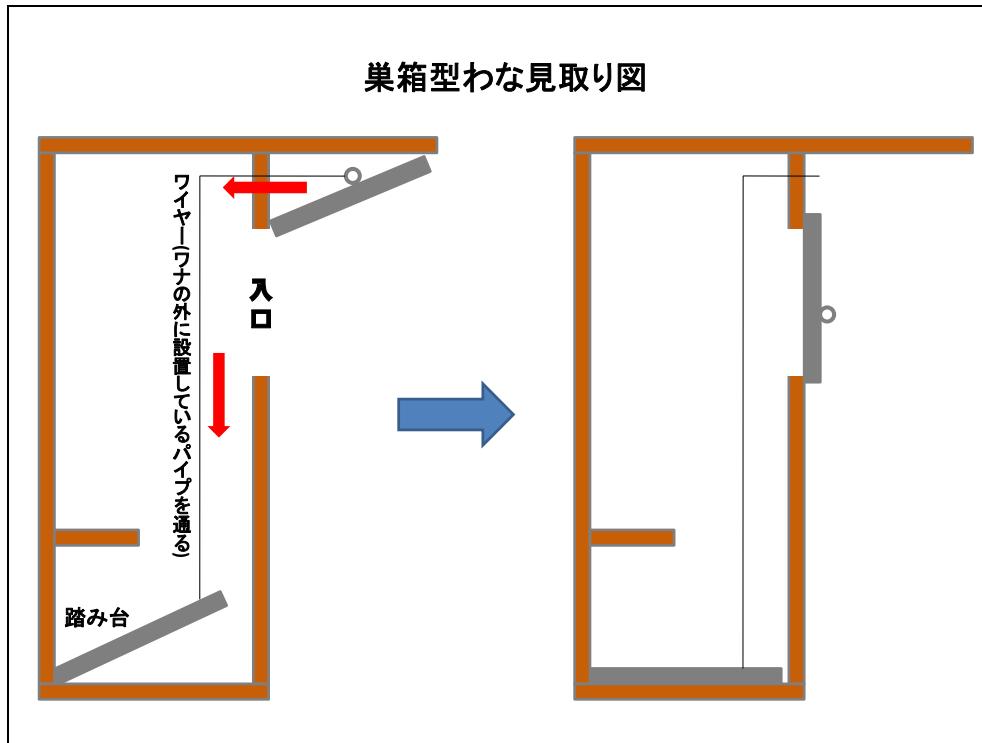
図一 3 ワナの設置例



図一 4 回収箱の例

※これと同形式の方法でアライグマが捕獲できる前肢保定式わなを使用

巣箱型わな



(サイズ：奥行約30cm、幅約30cm、高さ約100cm、重量約5kg)

【巣箱型わな写真】



※北海道大学大学院池田教授提供

(別記4わな標識)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく

アライグマ・カニクイアライグマ・
アメリカミンクの防除

氏名 (実施主体)	北海道 (従事者) ほか 名)
住所	札幌市中央区北3条西6丁目
連絡先	(電話) (担当)
確認	アライグマ、カニクイアライグマ 令和3年3月16日 2農振第2875号、環北地野許第2103161号 アメリカミンク 令和3年3月16日 環北地野許第2103162号
防除の期間	令和3年(2021年)4月1日から 令和13年(2031年)3月31日まで

(別記5防除従事者証)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく

アライグマ・カニクイアライグマ・アメリカミンクの
防除従事者証

北海道知事 印

従事者の氏名	(従事者番号)
住 所	
確 認	アライグマ、カニクイアライグマ 令和3年3月16日 2農振第2875号、環北地野許第2103161号 アメリカミンク 令和3年3月16日 環北地野許第2103162号
防除の区域	北海道全域
防除の方法	手捕り、はこわな、前肢保定式わな及び巣箱型わなによる防除
防除の期間	令和3年(2021年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで

北海道アライグマ・カニクイアライグマ・アメリカミンク防除従事者台帳

区分：北海道の担当者、事業者のいずれかを記載

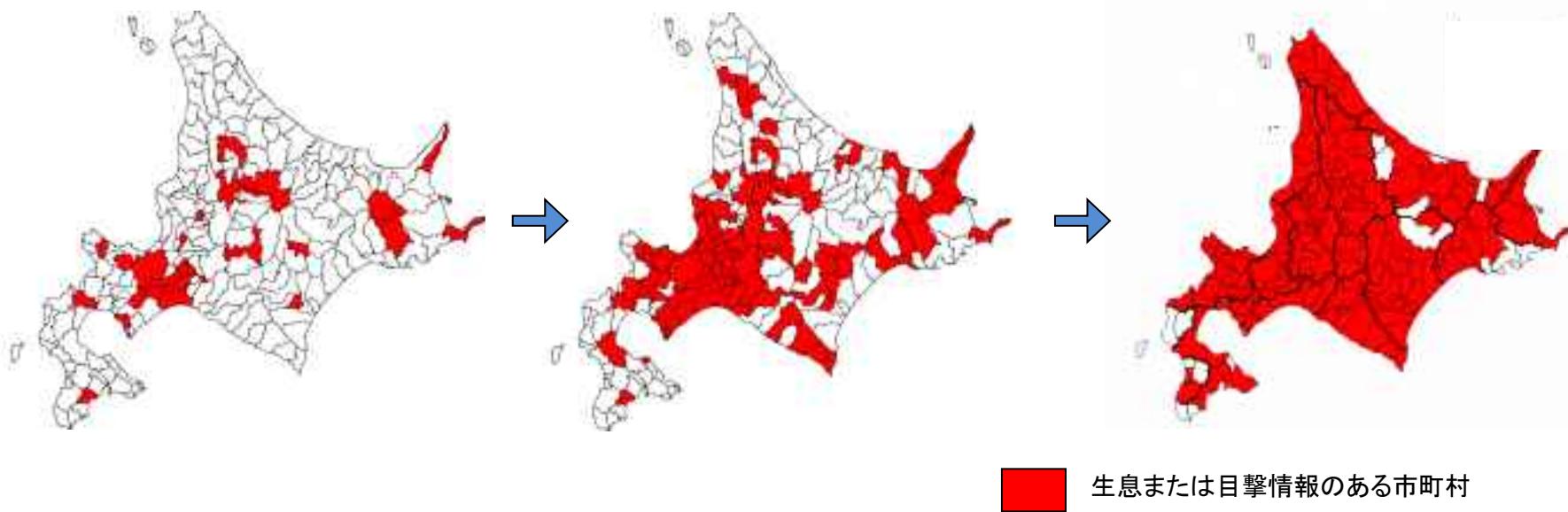
番号	氏名	住所	職業	わな猟免許の所持の有無 研修の受講状況	区分
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

参考1-1アライグマの生息(目撃)情報

24市町村
(平成7年3月末時点)

87市町村
(平成13年3月末時点)

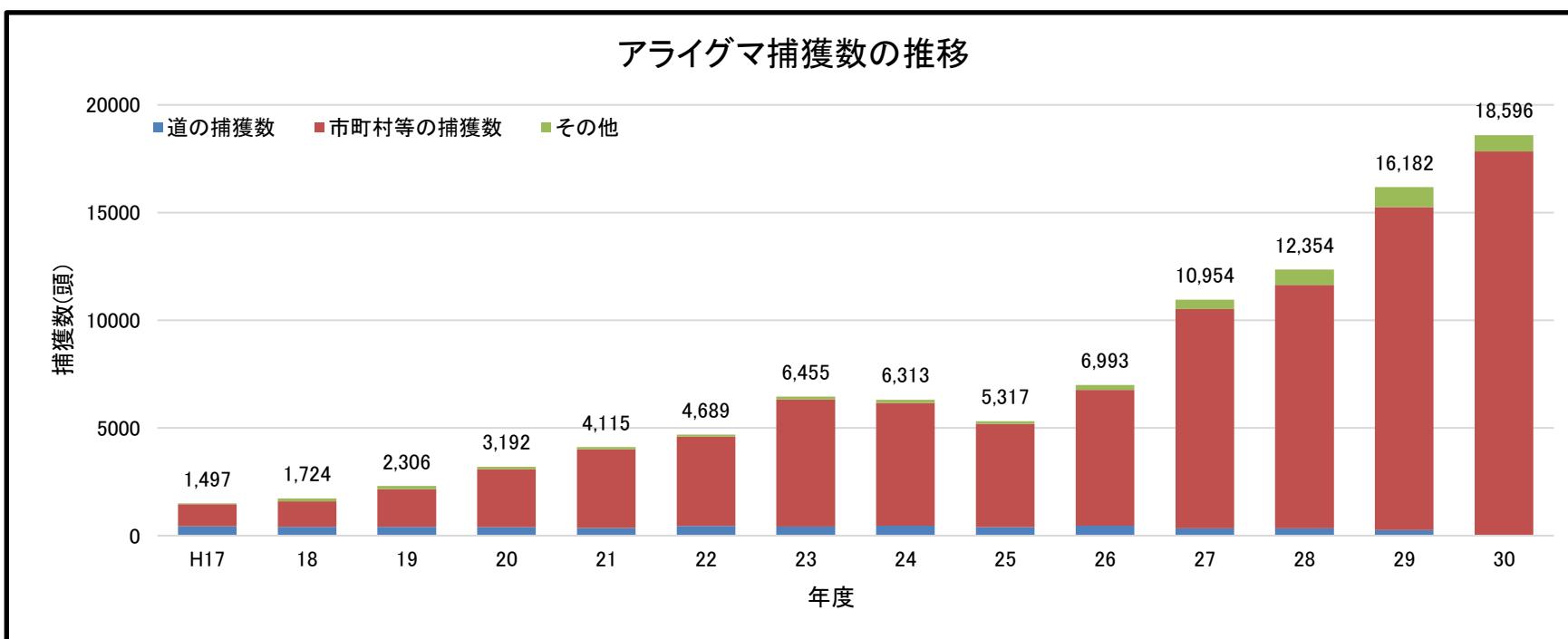
160市町村
(令和2年3月末時点)



参考1-2 アライグマの捕獲数

【単位:頭】

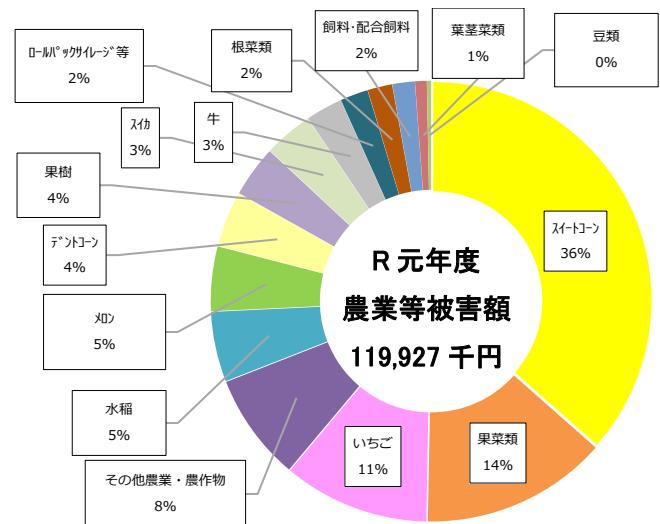
区分	H17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
道の捕獲数	438	414	407	396	361	454	424	458	402	462	340	337	261	28
市町村等の捕獲数	1,025	1,174	1,755	2,689	3,639	4,141	5,899	5,703	4,793	6,308	10,182	11,307	14,994	17,806
その他	34	136	144	107	115	94	132	152	122	223	432	710	927	762
合計	1,497	1,724	2,306	3,192	4,115	4,689	6,455	6,313	5,317	6,993	10,954	12,354	16,182	18,596



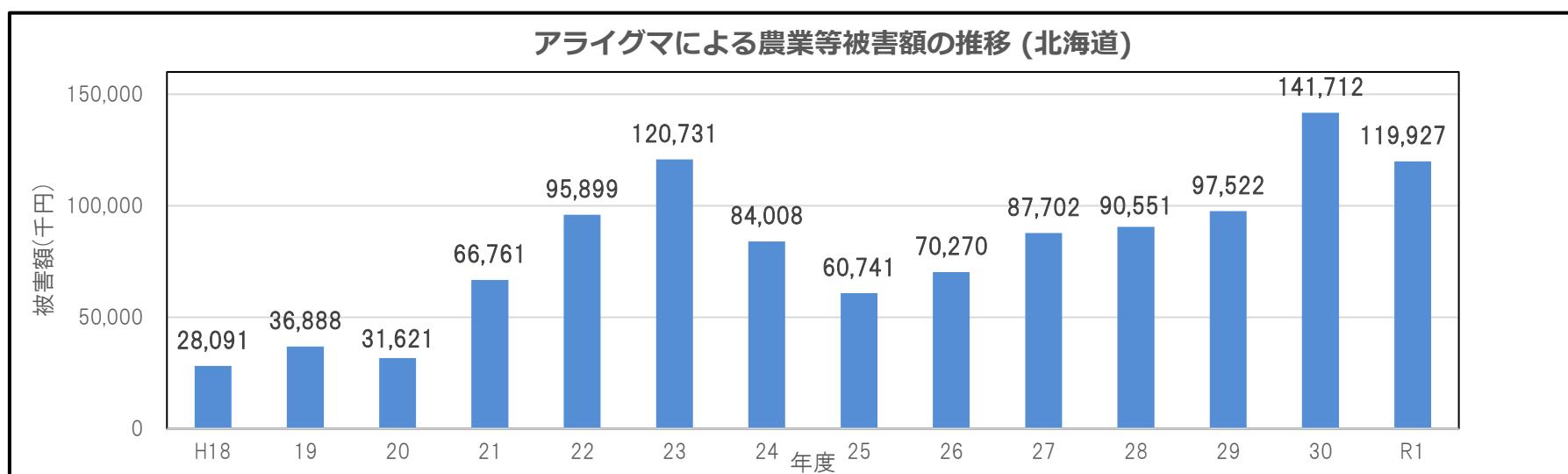
参考1-3 アライグマによる農業等被害額

【単位:千円】

年度	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元
農業等被害額	28,091	36,888	31,621	66,761	95,899	120,731	84,008	60,741	70,270	87,702	90,551	97,522	141,712	119,927



作物名	被害金額(千円)	作物名	被害金額(千円)
スイートコーン	43,785	ロールパックサイレージ等	2,475
果菜類	16,547	根菜類	2,186
いちご	12,963	飼料・配合飼料	1,991
水稻	6,218	葉茎菜類	1,032
メロン	5,725	豆類	380
デントコーン	4,927	その他農業	9,531
果樹	4,560	〔 牧草 農業用施設 〕	1,248 609
スイカ	4,337		
牛	3,270	合計	119,927



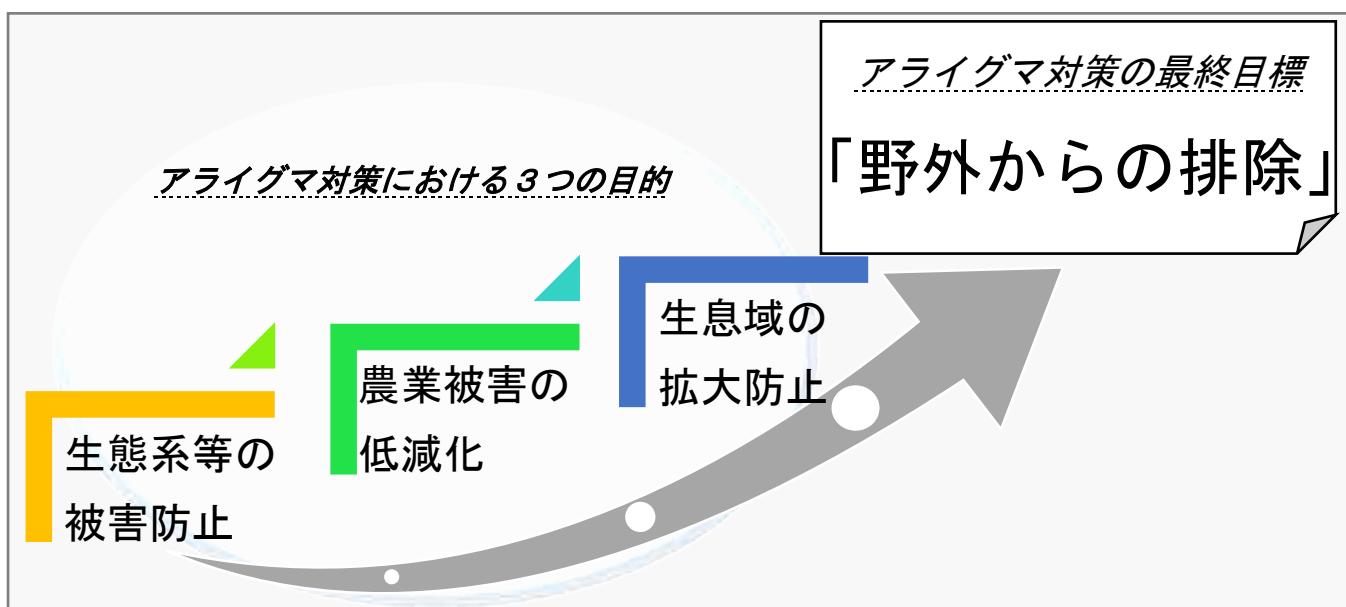
参考資料2 北海道におけるアライグマ対策の基本方針

1 基本的な考え方

国内または国外の他地域から、野生生物の本来の移動能力を超えて、意図的・非意図的にかかわらず、人によって導入された種である外来種が、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっている。

北海道においてもアライグマが野生化し、分布が全道規模に拡大しており、農業等被害や生態系への影響が報告されている。このような現状を放置すれば、農業被害など一次産業への影響の深刻化のほか、様々な生息環境を巧みに利用する性質から人の生活圏に侵入する可能性も高く、その場合、人獣共通感染症を伝播するなど、更なる悪影響が懸念されるほか、在来種の捕食・駆逐といった生態系の攪乱による健全な生物多様性への被害などが懸念される。生物多様性条約には、「生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること」が基本的な方向として示されており、生物多様性国家戦略や北海道生物多様性保全計画でも、外来種を生物多様性を脅かす要因のひとつと位置づけ、防除を進めることとしている。

これらのことと踏まえ、当面の北海道におけるアライグマ対策は、次の3つの目的を持って実行し、最終的な目標「野外からの排除」を目指す。



2 目的達成のための方策

目的を達成するため、以下の取組を推進する。

(1) 様々な主体による継続的な捕獲

生息域の拡大を防ぎ、各種被害を食い止めるためには、アライグマの捕獲が必要不可欠であることから、様々な主体が連携・協力しながら継続的に捕獲を行う状況を目指す。

(2) モニタリング体制の構築

アライグマに関する捕獲状況、分布、被害状況等、様々な主体が実施する防除に関する情報の収集に努め、北海道内のアライグマの動向等についてモニタリングを行い、その結果を、市町村をはじめとする捕獲主体にてフィードバックすることで、様々な主体による継続的な捕獲に資する。

(3) 捕獲活動のバックアップ

様々な主体によるアライグマ対策の促進を図るため、次の取組を通じバックアップする。

- ①アライグマの効果的・効率的な捕獲方法の開発及びそれらの情報共有
- ②研修会等を通じた新たな捕獲者育成や捕獲体制構築に向けた普及啓発